

西東京市地域公共交通会議運賃協議分科会設置要領

第1 設置

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条4項に規定する運賃及び料金に関する事項（以下「協議運賃」という。）について協議するため、西東京市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第9第3項の規定に基づき、西東京市地域公共交通会議運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

第2 協議事項

分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 協議運賃に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

第3 構成員

分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 要綱第3第1項第1号に定める者
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 要綱第3第1項第6号に定める者
- (4) 要綱第3第1項第10号に定める者

第4 分科会長

分科会には分科会長を置き、分科会長は前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

第5 会議

分科会は、分科会長が招集し、分科会長が会議の議長を務める。

- 2 分科会は、委員の全員が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員は、分科会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は分科会長を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については出席したものとみなす。
- 4 分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 5 第3第1項第6号の委員については、委員からの代理出席に関する委任状が分科会に提出された場合のみ代理出席を認め、代理出席をした者は採決に加わることができることとする。
- 6 分科会は、非公開とする。

第6 協議結果の報告

分科会長は、分科会の協議結果について、西東京市地域公共交通会議に報告するものとする。

第7 報酬

分科会は無報酬とする。

(案)

第8 庶務

分科会の庶務は、まちづくり部交通課において処理する。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。